⑤　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。

⑸　次に掲げる場合の役務の申請については、郵送に限るものとする。

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。

別記１　送付先　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク
〒980―0811 宮城県仙台市青葉区一番町４―７―17　ＳＳ．仙台ビル２階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話022―397―9558

競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度を有効とする独立行政法人都市再生機構の建設工事、測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）及び物品購入等についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和４年10月３日

独立行政法人都市再生機構
統括役　北浦　修敏

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　14

１　工事種別及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。）。

①　建築工事（建築一式工事）
②　土木工事（土木一式工事）
③　電気工事（電気工事、電気通信工事）
④　管工事（管工事、水道施設工事）
⑤　造園工事（造園工事）
⑥　保全建築工事（建築一式工事）
⑦　保全土木工事（土木一式工事）
⑧　塗装工事（塗装工事）
⑨　防水工事（防水工事）
⑩　機械設置工事（機械器具設置工事、消防施設工事、熱絶縁工事）
⑪　畳工事（内装仕上工事）
⑫　ふすま工事（内装仕上工事、建具工事）
⑬　舗装工事（舗装工事）
⑭　汚水処理施設工事（清掃施設工事、水道施設工事）
⑮　その他工事（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事、鉄筋工事、解体工事）

（建設コンサルタント等業務）

建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①測量、②土質調査、③建築設計、④建築・工事監理、⑤土木設計、⑥土木・工事監理、⑦補償、⑧調査

（物品購入等）

物品購入等の業種区分は、次に掲げるとおりとする（掲載順序は業種：物品等の種類）。

①　物品販売：事務用品、事務機械、事務用家具、日用品雑貨、医薬品、電気器具、燃料、繊維製品、精密機械、写真材料、図書・新聞、その他
②　製造：印刷、青写真・マイクロ、模型、精密機械、繊維製品、映画・スライド、その他
③　役務提供：清掃、運輸、広告、装飾、デザイン、サービス、ソフトウエア・受託計算、調査・研究、物品賃貸、その他
④　物件買受け：物品買受け

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、次に掲げるとおりとする。

（建設工事及び建設コンサルタント等業務）

国土交通省、独立行政法人等が共同で実施するインターネット方式により、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に関わらず、令和４年12月１日から令和５年１月13日までに、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp
（建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp

なお、８⑷に該当する者は、郵送方式により別記１に掲げる受付期間及び郵送宛先に申請するものとする。

（物品購入等）

郵送方式により別記１に掲げる受付期間及び郵送宛先に申請を受け付ける。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、令和５年２月１日以降随時、郵送方式による場合は別記２⑴に掲げる送付宛先において、持参方式による場合は申請者の本店所在地の区分に応じ、別記２⑵から⑸までに掲げる提出場所において申請を受け付ける。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は受付を行わない。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事又は物品購入等についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書、建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出している者であるときは、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した本部等（本社、各本部及び各支社をいう。以下同じ。）の別記２に掲げる提出場所においても申請を受け付ける。

３　申請の方法

⑴　パスワード等の入手方法

①　２⑴に掲げるインターネットによる申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、令和４年11月１日から令和４年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和４年11月１日から令和５年１月13日までに得るものとする。

②　郵送又は持参による申請者は、令和４年11月１日から次のホームページアドレスにアクセスして、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）」（以下「申請書」という。）を取得するものとする。

https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

⑵　申請書の提出方法　郵送又は持参による申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、各１部とする。また、郵送による場合は、受理票に返信先（本店住所及び商号又は名称）を記入し、返信用切手を貼った上で提出すること。

（建設工事及び建設コンサルタント等業務）

インターネットによる申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３⑴①により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

（物品購入等）

郵送又は持参により提出すること。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し及び当機構が指定する共同企業体等調書
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類